

平成30年度9月末現在での取組状況

	取組内容	取組状況
幼児相談	幼児と保護者を対象とした相談で、1回50分の予約制としている。保護者から話を聞いた上で、幼児の心理検査等によるアセスメントや継続的な心理療法、保護者への情報提供やカウンセリング等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 心理的理解に基づく子育て相談や情報提供等による保護者の不安軽減や早期からの対応の開始 幼児の情緒発達の促進、心理的問題の解消に向けた支援の継続
就学相談	都立特別支援学校、固定制特別支援学級への就学相談、特別支援教室への入室相談を行う。就学支援委員会における適切な教育環境の判断をもとに、保護者と就学後の教育支援について相談をする。	<ul style="list-style-type: none"> こどもの発達センターひいらぎ利用幼児の保護者対象の説明会実施 保育園長会議、幼稚園長会議での説明と案内配付 固定制特別支援学級への入学や特別支援教室利用の審議 小学校入学後の教育支援に関する保護者への情報提供
就学支援シート	幼稚園・保育園・療育機関等における指導・保育又は訓練の様子や、保護者が就学先に配慮してほしいと思っていること等を記載する就学支援シートを、希望する保護者と幼稚園・保育園・療育機関等と一緒に作成し、就学する小学校に提出する。	<ul style="list-style-type: none"> 市内保育園・幼稚園等への配付 こどもの発達センターひいらぎへの配付
心理アドバイザー派遣	市立・公設民営保育園に心理アドバイザーを年3回派遣し、園児の行動観察や職員及び保護者からの相談に応じる。また、配慮や支援の必要な園児が小学校生活を円滑に始められるよう、入学する小学校との連携をサポートする。	<ul style="list-style-type: none"> 1回目の派遣終了

就学期前後における切れ目のない連携体制

(平成30年5月15日総合教育会議資料)

